

令和4年第4回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和4年12月6日(火)
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題 (1) 議案第2号 個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
(2) 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(3) 議案第5号 白井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(4) 議案第6号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(5) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
(6) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・影山 廣 輔 副 委 員 長
岩田 典之 委 員・石井 恵子 委 員
田中和八 委 員・平田 新子 委 員
広沢 修司 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者

市執行部

市 長	笠井 喜久雄
総務部長	松丸 健一
企画財政部長	津々木 哲也
総務課長	高山 博 亘
(選挙管理委員会書記長)	
秘書課長	齊藤 祐二
公共施設マネジメント課長	鈴木 隆宗
危機管理課長	山本 敏行
財政課長	板橋 章
課税課長	山口 光敏
収税課長	宇賀 慎一
市民課長	今井 美由紀

7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘
主 査 今 井 好 美
主 事 小 原 陽 子

委員長の挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。12月議会も、常任委員会と最終日を残すこととなりました。本日は、5議案が予定されておりますので、慎重審議のほどよろしく願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託をされました11議案をそれぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第9号のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目の5議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席となります。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 ただいまの出席は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、令和4年第4回総務企画常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声していただきますようお願いいたします。発言は、必ず挙手の上、委員長の指名に基づいて行ってください。また、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいても構いません。

次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。なお、換気のため扉、窓を開放していますので、御了承ください。

これより日程に入ります。

(1) 議案第2号 個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第2号、個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 国の個人情報保護法改正の大きな目的は、いわゆるビッグデータの活用という点ですか、そこにありまして、それで今回、それに即して改正が示されている白井市の新しい保護条例ですけれども、1条が、旧条例というか、現行では、条例の目的というものが明記されております。個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、あるいは資格保有者同士、個人情報の開示、訂正、削除及び利用または提供の中止を請求できる権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とするという部分です。こちらが、第1条が、新しいところでは、この法の施行に関し必要な事項を定めるものとする、あっさりとしたものになっています。

そこで、この個人情報保護のために、市の第1条に書かれていることが抜けている部分がないかという懸念はありますが、その点はどうお考えでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。ただいまの御質問は、第1条の趣旨の規定に過不足がないかという御質問かと思いますが、今般の個人情報保護制度の見直しによりまして、個人情報の保護に関する法律、その他の法律を一旦廃止いたしまして、この個人情報の保護に関する法律に一元化をされております。

したがいまして、市の個人情報保護制度については、全てこの個人情報の保護に関する法律にのっって行われますので、今回、提案をしております個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、その法律を補完する形の条例となっておりますので、改めて目的を置くことはなく、趣旨として、この法律の施行に関して必要な事項を定めるものという趣旨の規定として定めておりますので、特段1条についての過不足というものはないものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 法の1条を見れば、目的がそこにはあるにはあります。市の現在の第1条以下は長くいろいろ書かれています。長く書かれてはいるんですが、一部、ひょっとしたらこれは白井市の元の文にないものがあるかと思ったのが、最後の部分です。公正で信頼される市政の推進に資する

ことを目的とする。これが、多分法の1条の中にはないと思います。

そういったところを含め、ちょっと欠けているところも含めて、そういうのを参考にしようという考えはなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。繰り返しになりますけれども、我が国の個人情報保護制度が全て個人情報の保護に関する法律に一元化をされていますので、法制度に関する目的というのは、その法律に書かれている目的が全てでございまして、我々は、その法律にのっとった目的どおりの運用をしていくことになりますので、今回提案しています条例案のほうに、市として、改めての目的を追加するようなことは検討はしてございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

田中委員。

○田中和八委員 個人情報保護に関する規律、これが個人情報保護に関する法律に一元されるというようにお話を今お受けしたんですけれども、この条例において白井市独自の規定というのはあるかどうかお伺いします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今回のこの法律の範囲内で条例に規定することが許容されているものが幾つかございまして、その事項の中で市が独自に定めたものが幾つかございます。

1つ目は、条例の第3条にあります、個人情報取扱事務の届出という制度、それから、第11条の答申の尊重、それから第13条の運用状況の公表、この3つの制度については、市が法律事項にない独自の規定として設けたものになります。

いずれの規定につきましても、ここで廃止されます現行の個人情報保護条例に書かれてあります規定を踏襲する形で、今回提案します新しい条例に規定をしたところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 現行の条例の第7条のところでは、情報の収集に関して本人から収集しなければならないとあります。ただ、それが今度の新しい条例では、当然、当然というか、要するに補完するということが省いたということになるのか分かりませんが、そうなりますと、情報の収集のやり方というのは、本人じゃないところから、回り道をして取ることもできるというふうにもなりますけれども、そこら辺、どうなるんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今、現行条例、廃止前の条例の第7条には、個人情報を収

集するときは個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。その第3項ですね、実施機関は、個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないという規定が、現在ございます。

御指摘のとおり、今回の法改正による改正後の個人情報の保護に関する法律には、本人収集の原則という規定は書いてございません。明文化されておられませんので、基本的には、法の趣旨にのっとった運用をしていくこととなりますけれども、市として、本人から極力収集できるものに関しましては、令和5年4月1日、法律施行後においても、極力本人収集ができるようなことを行っていきたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 極力ということでしたが、では、そうでないやり方もあるということになるのでしょうか。あるとすれば、どういった想定がなされますか。情報収集の方法として。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今現時点において、具体的に本人以外から収集する具体例というのはぱっと思いつきませんが、法律上は、本人収集の原則というのはありませんので、本人から必ずしも収集しなければいけないという法律の建てつけにはなっていないんですが、市としては、実際その情報を扱うに当たっては、先ほども申し上げて繰り返しになりますけれども、極力、本人から収集をしていきたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 この1件を含めまして、市では極力、それがどういう基準になるかは分からないんですけども、本人から極力取るようにすると。例外はひょっとしたらあるかもしれないけどといった場合、その例外は何なんだというのちゃんと示さないと、市民や周りに示しがつかないかという気もしますけれども、そういったところで施行規則というものを例えばつくって、そこに本人から取るとか、そうできない場合は、こういう場合は例外として認めるとか、そういった規定みたいなものを明文化するようなことはございますでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。もし本人収集の規定を条例化するということになると、こちらは先ほど御説明したとおり、法律は本人収集の原則の規定がありませんので、むしろそういった形で条例化した場合、法律に抵触することになりますので、それは、やはり条例事項として書くことはなかなか難しいのではないかと考えておりますが、ただ、趣旨とすれば、今まで市としては、本人収集を原則としておりましたので、その辺はできる限り、運用上で対応していきたいということを考えています。

施行規則については、あくまでも規則の扱いになりますので、この本人収集の規定を施行規則に規定するということは、現時点においては難しいものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 最後にもう一つ、今は施行規則という例を挙げましたけれども、今回規則が議会上がらないので示されないんですけれども、それをつくる予定と、あと、どういった内容を検討されているのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。結論から申し上げますと、条例施行細則というものをつくる予定であります。例えば、今回の条例案の中にあります第3条の個人情報取扱事務の届出の部分に、規則で定めるところによりというような規則委任をしている箇所が、今回の条例案の中に何か所か出てまいります。そちらについては、新たに制定します個人情報の保護に関する法律施行細則、こちらに規定をすることになります。そのほかについても、開示請求書の必要事項ですとか、様式ですとか、そういったものをこの施行細則に規定する予定であります。

それによって、現行あります個人情報保護条例施行規則については廃止をする予定でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

田中委員。

○田中和八委員 それでは、質問させていただきます。現行の再任用職員と、今回新設された定年前再任用短時間勤務職員の主な違い、これについてお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 答えいたします。定年前再任用短時間勤務制度につきましては、60歳以上の職員の多様な働き方を確保するため、60歳に達した日以降、定年退職日前に退職した場合に、本人の希望によりまして、短時間勤務の職に採用することができる制度となっております。採用に当たりましては、定年前再任用短時間勤務職員の任期は定年退職の退職日に当たる日までとされている一方で、再任用職員の任期は1年更新とされている点が大きく違う点でございます。

なお、給与、勤務時間等については、現行の再任用職員とほぼ同様の扱いとなっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 この定年前再任用短時間勤務職員、この名称というのは、ずっとこのままでいくんですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 答えいたします。この制度自身は、地方公務員法の一部改正によりできました制度ですので、法改正がない限りにおいては、この名称はそのまま使われることになると思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第5号 白井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第3、議案第5号、白井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないよう、お願いいたします。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 まず、65歳までの定年延長ということで、それが開始されたときから始まる方は問題ないと思うんですけども、以前までに、65歳以下で定年した方たちというのは、暫定的範囲といえますか、両者の処遇に違いが何か出てきたりするのかということを確認したいと思います。お伺いします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 確認なんですけど、65歳までの職員の処遇の違いですか、申し訳ないです。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今、再任用職員として60歳で定年で御希望によって働いていただいている方というのは、結局定年延長の対象になってない時期に退職されてしまっているんで、その暫定的範囲ということに引っかかる方、当然いらっしゃると思うんで、きちっとその規則から始まる年齢でこれが施行される方と、それ以前に定年を一遍してしまっていて65歳まで働いていく方というのが、どういう違いがあるのかということでお伺いします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 失礼いたしました。再任用制度につきましては、来年の4月1日で廃止をされます。それに伴いまして、2年度に1歳定年が上げがされますので、その間、例えば来年度、令和5年度に60歳を迎える職員については、1年定年が延びますので、61歳の定年年齢となりますので、その方については再任用制度はなくなりますけれども、それ以降の65歳までの期間については、暫定的な再任用制度、暫定再任用と呼んでおりますけれども、その暫定再任用として任用することができます。

その処遇については、今ある再任用制度とほぼ同様になりますので、その過渡期における差というのは、処遇の差というのは生じないものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 これまでの再任用職員の方なんかは、1回、60歳できちっと定年されているわけですが、来年以降、定年が延びた場合、大体、退職金というのは、最後の基本給を基に退職金が考えられるというのが割と普通かと思いますが、例えばピーク時の部長職等の管理職にあったときの基本給と、それから、役職もなくなってお給料も下がって65歳までというときの基本給は全然違うと思うんです。退職金の考え方についてお伺いします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。退職手当の支給に関しましては、千葉県市町村総合事務組合という一部事務組合に共同処理をお願いしておりますので、市の事務ではございませんけれども、今回の定年引上げに関する影響でもございますので、お答えしますと、退職手当の算定方法はかなり複雑ですので、分かりやすくお話ししますと、退職手当については、基本額というものと調整額というものの合計額で算出することになっております。このうち、基本額の中に、退職時の給料月額が算定根拠に、基礎数値として出てくるところがありまして、この給料月額というのが、退職手当の算出に当たりましては大きく影響が出ます。今お話しいただきました、60歳で一旦、管理職は役職定年をしますし、その他の職員についても、給与水準は7割に落ちることになっておりますので、一旦60歳の段階で、60歳時点での給料月額を基に算出した退職手当を1つ計算しまして、60歳から65歳、65歳には限定しませんので、60歳から退職までの期間は、先ほど言った60歳になりますと7割水準の給料月額になりますから、その7割水準の給料月額を基に算出した退職手当の合算ということになりますので、職員の処遇について特段不利益を生じるということはないものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 退職金については、分かりました。損をすることがなく、ちゃんと働いた分だけ退職金がつくという考え方でいいんですね。

次に、実際そういうふうに、今説明いただいたようなことも含めて、これから退職なさる方、これからの職員さんには丁寧に説明をしないといけないと思うんですけど、移行のプロセスというのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今回の地方公務員法の改正によりまして、この定年引上げに関する、任命権者に対する義務がございます。1つは、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報提供をしなければならない義務が生じております。ですので、我々のほうで、まずはその対象者に、この情報を詳細に説明するというところを行ってまいります。

あと、もう一つが、職員が60歳以後の勤務の意思を確認するというのは、これは努力義務になって

いますが、どういった働き方をするかというのを確認するのが努力義務として課せられていますので、それぞれ行うこととなります。先ほどちょっとお話した、来年度60歳を迎える職員については、今年度、令和4年度中に、このそれぞれの説明、情報提供義務と、その意思確認の努力義務を行うために、対象職員に対して説明等を行う予定であります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 丁寧な説明をしていただきたいと思います。今、再任用職員がいろんなところで働いていただいているんですけど、部長職とかやってらして、いろんなキャリアとかノウハウを御存じの方だけれども、私の個人的感情かもしれませんが、やっぱり現役の職員から一步遠慮して、自分は再任用だからという下がったような感じで働いていらっしゃるという感じを時々受けるんです。でも、現役の方を、若い人を育てていくということと同時に、補佐してほしいと。この方が答えるよりも、こっちが知っているんだから答えてくれたほうが早いじゃないと思うようなこともたまにあるんですけども、今度そういうシステムになったときに、今度は再任用じゃなくて、現役の雇用が継続される形で退職していない形でのいうのでは、そういう、人間というのはお金だけのために働いているわけではないので、その扱いというか、位置というんですか、そういうことについては、総務のほうで配慮していただきたいと思いますと思うんですけど、そういうところは何か考えていらっしゃるでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博互総務課長 お答えいたします。今、具体的な例示をいただきましたけれども、再任用制度については、この年度末で廃止をされます。ただ、65歳の定年引上げの完成がされる令和13年までは、暫定再任用という職員が引き続きいることとなりますので、その現状はしばらく続くものと思います。

再任用と、この60歳以降の働き方については、60歳で先ほどお話した給与水準は一旦下がりますけれども、あくまでも定年まではフルタイムの正規職員の扱いですので、そこは、それに見合った職責を果たしていただくということが大変重要になってくると考えています。ですので、その暫定再任用との違いは、一旦退職しているのと、まだ60歳以降の職員については退職をしていないわけなので、現役の職員になりますから、そこがかなり大きく違いが出てくると思います。その辺についても、先ほどお話した職員への情報提供の中で、市としての考えを、もう一度、こういった形で働いてほしい、勤めてほしいということは、ぜひそういう場をかりて説明をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今の答弁を聞いて安心いたしました。みんなが、若い人も、一旦60歳を過ぎた方も、モチベーションが高く、相互にいい影響を与え合っという白井市役所にしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これは質問ではありません。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

田中委員。

○田中和八委員 定年引上げによって想定される市の課題についてお伺いをします。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今般の定年引上げについては、職員にとっては多様な働き方が進むということで、大変いいことだと思います。

その一方で、市としての影響として考えますと、先ほどこちょっと御説明しました、定年、来年度から2年ごとに1歳定年年齢が引上げになりますので、その際、定年退職者がいない年度が出るようになります。具体的には、令和5年度、来年度については、60歳の方が退職しませんので、定年退職者がいないという状況が出来上がります。

その際に、通常ですと、定年退職者に見合いの定年退職補充として新規採用職員を採用していくということを普通やるんですけども、令和5年度の例を1つ取りますと、定年退職者がいないので、この定年退職補充というのが、場合によってはやりづらくなるというケースが出てくる可能性があります。この点については、国のほうも、そういった期間が出るのは承知しているんですけども、その間であっても、なるべく新規採用職員の採用控えをしないで、計画的に採用するよというように国も申しておりますので、なるべくその部分を、採用を進めたいということがございますけれども、それに関する財源措置というのは、いまだ何も示されておられませんので、その辺は市の1つの課題として、現在考えているところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 退職補充をしていくということなんですけれども、現行の再任用職員、これは廃止ということなんで、ダブるということはないのかなとは思いますが、先ほど、暫定的というお話の方とかぶっていくのかと思います。

今回新設された定年前再任用短時間勤務職員が今後増えていく場合に、正規職員の方に何か影響というのはありますか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。定年前再任用短時間勤務職員制度につきましては、基本は処遇等につきましては、現行の再任用制度とほぼ同一の仕組みになっておりますけれども、大きく違う点については、先ほど言った任期の問題と、あともう一つは、本人の希望によるというのが、かなり大きく違う面でもございます。これから私どもとしても、今後の60歳を超えた方々の働き方についての御意見、確認をさせていただくこととなりますが、その中で、定年前再任用短時間勤務職員を希望されるかどうかの確認をしますので、それによってその対象者が増えることとなりますと、まず、働き方としては短時間の働き方になるので、組織的には、職員配置というところではなかなか難しく

なるということは、現時点でも想定をしております。あと一方で、制度を利用されない、定年前再任用短時間勤務職員をしないという方が多く出ても、一方では職員数が不足することになりますので、その点においても課題と捉えております。

ですので、この定年前再任用職員制度を導入するに当たって、職員がどういう意向かの確認が、非常に今後重要になってくるものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第6号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第6号、白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないよう、お願いいたします。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 白井市でのマイナンバーカードの交付率というのは、昨日も岡田部長が答弁されていましたが、千葉県で第2位、すごく伸びてきているという感じがいたします。しかし、伸びているのにもかかわらず、300円の手数料を200円に引き下げて、ある意味損をしてでも何かを達成したいという目的がある。これは、交付率を増やしたいということだと思っておりますけども、これは暫定

的に200円にしているだけで、永久に200円ということではないと伺っております。どこを目標に、何をゴールに200円にして、何の目的を達成したいのかをお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。まず、目標ということなんですけれども、条例上は、いつまでという期限は設けていませんが、マイナンバーカードをほとんどの方が取得し、市民の皆さんにコンビニ交付が浸透すれば今回の取組の目的が達成されるため、マイナンバーカードの交付率が90%を超えた際に、市の使用料手数料の考え方にに基づき、コンビニ交付手数料の額を再検討したいと考えています。

また、減額を行う根拠ということなんですけれども、市は市民生活の向上に向けたデジタル化を取り組んでいくことを目標としておりまして、証明書の手数を減らし、コンビニ交付を推進することで窓口に行かなくて済み、申請書も書かなくてよくなるため、市民の利便性の向上、市役所窓口の混雑緩和、行政サービスの効率化を図るため、減額を実施したいと考えております。

また、マイナンバーカードの便利さを知っていただくことで、カードの普及促進につなげたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 マイナンバーカードをつくるのは、例えば一家の大人の人だと思うんです。そうすると、ゼロ歳児とか、自分でマイナンバーカードの交付を申請してないような人たちの扱いというのがどうなるのか。例えば、保険証をひもづけるとかということが始まっていますけれども、そうすると、病気になった、生まれたばかりの赤ちゃんの場合とか、そういうことも含まれますし、例えば住民票、何かの都合でお子さんのを取らなきゃいけないというときに、お父さん、お母さんのマイナンバーカードで、コンビニでそれも頂けるのかどうか、その辺のシステムを確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。住民票につきましては、同じ世帯の方であれば、マイナンバーカードを取得していない方の分も取得することができます。ただ、印鑑登録証明書につきましては、登録している方本人のみということになります。また、保険証につきましては、個人個人ということになりますので、その方がマイナンバーカードを取得しているということで保険証にひもづけているということが前提になってきます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 マイナンバーの普及促進を目的にしているということでありまして、では、その過程では結局市の実入りが減るということで、一体どれぐらいの期間がかかって、一体どれ

ぐらいの金額、実入りが減るのか、その見込みについてはいかがでしょうか。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。コンビニ交付の手数料につきましては、1枚当たり300円の手数料から117円の発行委託料を差し引いた残りの183円が歳入となりますが、改正後は100円減額するため、83円が1枚当たりの歳入となります。現在、コンビニ交付のほう、急速に上昇しているような状況でございますので、コンビニ交付減額実施後、来年の3月ということで予定を見込んでいますけれども、一月1,200件の発行を3月は見込んでおりまして、一月分の減収額といたしましては、12万円ということで見込んでおります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 確かに、マイナンバーカードをそれだけ普及させたいというのは理屈としては分かるんですけども、持たない人の中でカードに対するまだ不信感があるというところもありますよね。ですから、そこで持たない人と、一時的とはいえ差をつける、本来、特定のサービスに対して料金の差をつけること自体、民間の事業者でない限りいかなるものかと思いましたが、今回、普及促進策としてこの手法を取ることにしても、公平性とか是非については、どういう議論があったのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。マイナンバーカードにつきましては、どなたでも取得できるものです。こちらにつきましては、取得したいけれども、申請方法が分からないという方に関しましては、引き続き市で行っております申請サポートですとか出張申請などを行ってまいりたいと考えておりまして、マイナンバーカードを持たないという方に関しましては、利便性、安全性について周知を行いまして、申請していただくように努力していきたいと考えております。

また、国のほうでも、マイナンバーカードの交付ということで推奨しておるような状況なんですけれども、市民の日常の生活の中で必要となる各証明書の発行に要する負担軽減が図られるものであり、物価高騰に直面する生活者支援になるということもありまして、非接触型の手続の活用促進による感染症拡大の防止や、窓口の混雑緩和につながることも期待されるということで、国のほうも推奨している状況でございますので、市としてもこのデジタル化に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 私が問いたいのは、一定のサービスに対して料金の差をつけること自体のそもそも論のところ、どう考えるのかということをお尋ねしたかったんです。カードの普及で便利になるのはいいんですけども、スーパーのタイムセールとかじゃないんです。公のサービスに差をつける

こと自体が、一時的とはいかがなものかという取り方を私はしているわけですし、そのところの議論といいますか、検討はどうなったのかということをお尋ねします。

○伊藤 仁委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 サービスについて料金を変えるのはいかがかという御質問なんですけど、証明書の取得方法が様々変わります。そのために、今回の件につきましては、戦略会議の中でも、その方法について見合った金額の手数料を設定したいという提案がありましたので、戦略会議でもその提案のとおり決定しております。

財政当局といたしましても、取得方法が違う、これから先マイナンバーが増えていくと、先ほど市民課長が申したような利点がありますから、それについて手数料の金額の差があってもいいと判断いたしました。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

平田委員。

○平田新子委員 手数料の差があってもいいということで、それは普及させるためという目的もあるし、使うシステムが違った取得の仕方ということであるんですけど、昨日、お届けサービスということで岡田部長の答弁にあったんですけど、その料金ともまた違ってくるんでしょうか。200円というのは、適用されるのはコンビニ交付にだけ200円が適用されるという認識でよろしいんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 昨日、岡田部長のほうが発言した内容につきましては、出張所の廃止の関係のものになりますから、本日の手数料のものとは関係ありません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 手数料の比較として、マイナンバー交付で、コンビニ交付だけが200円なのかということで改めてお聞き直しいたします。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 お答えいたします。コンビニ交付のみが200円ということで減額します。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、多機能端末機による交付の場合に200円ということですけども、この多機能端末機を民間事業者に特定した理由は何でしょうか。

○伊藤 仁委員長 今井市民課長。

○今井美由紀市民課長 民間のほうに限定しているわけではございませんが、白井市におきましては、マルチコピー機のほうは設置していないという状況になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そこに、条例には、多機能端末機は、民間事業者が設置する端末機あつてと、特定しているわけですね。ですから、なぜ民間事業者と特定したのか、その理由を伺っているんです。

○伊藤 仁委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 正直申し上げまして、今現在多機能の機械は、民間事業者しか所有していないという現実がありますので、今回の改正につきましては、民間のという言葉を入れさせていただきました。

当然、官公庁に置くような例もありますから、その場合については、その文言について再度検討したいと考えておりますので、今回は民間事業者だけが市内にあったということで民間のという言葉を使わせていただいたものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そのことについて分かるんですけども、本市の電子計算機と電気通信回線で接続をしているということですから、特に民間事業者と特定しなくても、今後、民間事業者以外のところが設置すればそれも考えるということですけども、なぜここに特定したのか、わざわざここを書かなくてもよかったんじゃないかと思うんですけども。要は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であったとすれば、なぜ民間事業者と特定したんですか。そこがよく分からない。

○伊藤 仁委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 岩田委員おっしゃるのはもっともだと私も思います。ただし、今回は丁寧に御説明するというので、「民間の」という言葉を一言入れさせていただいた条例案となっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 現時点ではコンビニで、全国のコンビニで、24時間、24時間でもないですか、時間限られていますけども、大変便利になるということとはよく分かります。私も何度かコンビニを利用していますけれども、住民票とか印鑑登録証明書、年に何回もないんですよ。特に高齢者とか障害のある方とかはめったに取らないものを民間の事業者、つまり、コンビニ行って取る場合には大変戸惑う。私も、初めてコンビニで住民票を取得したときには、大変戸惑いました。何回も失敗しながら、コンビニの人は聞いても絶対に教えてくれません。教えてはいけないということになっていますから、

自分で失敗しながら、諦めるか、あるいはもう諦めて今だったら出張所に行くとか、なかなかコンビニでうまくいかない。

今後、市は、例えば、市役所であるとか出張所であるとか、そういうところにマルチコピー機といえますか、多機能端末機を設置する、そういったような考えはないのでしょうか。つまり、役所であれば、あるいは出張所の職員であれば、指定管理も含めて、これはそばで住民票の取得方法はアドバイスすることができるわけですが、民間事業者ですとそれができないわけです。ですから、今後の予定を聞きたいと思います。

○伊藤 仁委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 当然官公庁等、私ども役所とか、そういうところにその機械をという話は、検討はいたしました。ただし、最終的には、財政的なもので費用対効果、そういうものを検討した結果、私どもの施設の中には置かないと。先ほど言いました、3月期でもっての一月当たりが1,200件の交付というものですから、おのずから1枚当たりの経費というものが出てきます。そういうものを全てを検討した結果、置かないこととして、民間の方々の機械を利用するという判断をいたしましたものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう1回だけ。ほかの自治体では置いているところもあります。つまり、今後、いわゆる多機能端末機が安くなるとか、いろいろ国のほうからも何らかの手当てがあるとか、いろんなことが備わった場合には、民間ではなくて、役所のどこかに設置するという検討は、今後もあるのかないのかだけ伺っておきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 津々木企画財政部長。

○津々木哲也企画財政部長 総務大臣のほうも、先日、記者会見で申し上げていたんですけど、マイナンバーカードの交付が、普及が進んでいくと、そうした場合の注目点としては、カード普及が進むことで自治体が進めるデジタル化に関連した住民サービスの経費が増えるというところに着目されまして、交付税の対象にしたいと話しております。当然、そういうものにつきましては、私どものほうも検討しなければいけないと思いますから、この先ずっとというか、官公庁のほうにこの機械を置かないという判断ではなく、今時点では置かないという判断をいたしましたものです。

今後については、その都度その都度検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方、いらっしゃいますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 この手数料条例の改定に関して反対したいと思います。そもそも論としての、まず、公のサービスの、また同一の内容のサービス、受ける側から見て、同じ書類を受け取るのに、片や200円、片や300円差をつけるということ自体がいかげなものかというのが根底にあります。

その上で、たとえ一時的であれ、あるいは額的にそれほど大きくないとはいえ、それを認めるのはいかげなものかと。一月12万円という試算も出されましたが、これも一体何か月かかるか分からない状態です。そういう中で、市の歳入が、身を削るといふ、そういうやり方で、果たしてそれが本当に正しいことなのか疑問に思います。

今、白井市では、確かに身を削るような努力をしておりますけれども、歳出もいろいろ抑えられています。例えば、一般質問でプロジェクトチームの話をしましたけれども、プロジェクトチームのアイデアに対して十全なお金が出ないとか、ちょっとしたお金さえ出せない。そういう中で、ささやかな、月12万円とはいえ、身銭を切るというやり方は、プラスマイナスの観点からもういかげなものかというところもあります。

以上で反対したいと思います。

○伊藤 仁委員長 次に、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

平田委員。

○平田新子委員 市民の方が、1人の方がマイナンバーカードを取りに来られて、物すごく市役所の方が丁寧に、いろいろ写真とかまでとってくれるんだよ、これにひもづけしたら、こんなことも、マイナポイントとかができるよなんておっしゃっていたんですけど、ここまで普及率というか交付率が高まってきたのは、白井市役所の皆さんの御努力、すごくあったと思って評価しています。

それと同時に、今回のコンビニ交付は、コンビニを使って交付するというだけではなく、市役所全体の機能として考えると、全体のDX化に向けて、これは必要な準備の一環であると思っています。

それから一方で、出張所が廃止されるということで、その出張所が廃止された人の不便さを抑制するために、コンビニで早くとれるような状況、市民の皆様に支援していくというこの体制は、出張所がなくなってお困りの方が出ないようにという配慮の1つでもあったと思います。それで値段を200円に下げても、リスクを取っても、皆さんに普及して皆さんがお困りにならないように、市役所がDX化に向けて早く進むように、これは未来に向けて出された決断だと思いますので、評価して賛成いたします。

○伊藤 仁委員長 反対討論の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○伊藤 仁委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

11時10分、再開いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○伊藤 仁委員長 会議を再開いたします。

(5) 議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第5、議案第9号、令和4年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。予算書13ページから始めていきたいと思えます。

それではまず、13ページの2款1項1目一般管理費18節について、何かございますでしょうか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 一般管理費だけですか。

○伊藤 仁委員長 一つずつ進めていこうかと。

○影山廣輔副委員長 すいません、ちょっと待ちます。

○伊藤 仁委員長 それでは、次に移ってよろしいですか。

5目財産管理費、庁舎管理に要する経費、庁用車管理に要する経費、公共施設保全管理事業に要する事業についての3つについて、質疑ございますか。

田中委員。

○田中和八委員 2款1項5目公共施設保全管理事業の15節、公共施設保全工事について、高齢者就労指導センターの保全工事とのことですがけれども、この施設は、公共施設個別施設計画の施設だと思うんですが、今回の工事は、個人施設計画に基づいた工事かどうか、確認をさせてください。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。すいません、14節工事請負費になると思います。

こちらの工事につきましては、個別施設計画に基づいた工事になります。個別施設計画におきましては、本工事は令和5年度に実施を予定していたものですが、その工事で更新を予定しておりました空調設備が故障しまして、そのような状況がありまして、計画を前倒しまして、早期発注をする必要が生じたため、今回予算予定量に至ったものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 それでは、工事の内容についてお伺いたします。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。本工事は、公共施設個別施設計画に基づきます、維持保全工事に該当します。維持保全工事につきましては、おおむね建設から20年を経過した施設を対象にしまして、建物外部の塗装や防水改修工事、それと老朽化した設備機器の更新を主に実施するものとなっております。

今回の高齢者就労指導センターにつきましても、外部の塗装、屋根の改修、それと空調設備の更新を行います。

また、それと併せまして、バリアフリー対策としまして、道路から施設へ向かうスロープを現時点での基準を満たす仕様に改修する工事を行う予定をしております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 この夏に空調機が故障していたというようなお話なんですけれども、対応は何かいたしましたでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。夏に空調設備のほうに故障いたしまして、その対応としましては、令和5年度に改修を予定しておりましたので、応急的に、冷風機の設置や家庭用のエアコンを事務室のほうに設置しております。

そのほか、夏場に予定していた講習会等の時期をずらしたりとか、あと隣接する老人福祉センターの会場をお借りして対応したというようなことを行ったと伺っております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 先ほど工事の内容の中に、今の質問もそうですけれども、空調設備、これに関して工事をするというようなお話なんですけれども、これは今回出てきているので、来年の夏までに工事が

終わると考えてよろしいでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。今年度は実施設計を行っておりまして、その設計の中で、設備の納入から設置、調整までの工程を精査したところ、今回前倒しすることによりまして、夏場までに完了すると考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 今年の夏ともしかしたら言ったかもしれないんですけども、来年夏までということ
で完了できるというお話でよろしいんですね。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 失礼しました。来年の夏までに完了する予定となっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 同じく財産管理費ですけど、上のほうです。1)の庁舎管理に要する経費、光熱費については、値上げということで、あまり詳しい説明はなかったんですけども、額が大きいということで、細目について確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。今回の補正の主な要因としましては、電気料金とガス料金の上昇によるものとなっております。

具体的な金額としましては、ガス料金、今後もし料金が今までと同様に上昇すること、それと電力料金につきましても、燃料費調整額が今後も上昇すると見込みまして、今年度中の使用料を算定しまして、不足分を補正しているという状況でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今、燃料費調整額という話が出ましたが、確認させてください。たしか、電気に関しては新電力と契約していたかと思えますけれども、契約上、そこら辺の取決めが、具体的には、例えばこの場合は値上げするとか、どういう感じになっていましたでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。電力の契約に関しましては、使用料単価、それと基本料金につきましても契約上定められた金額になっていきますので、そちらについては変動はございませんが、燃料費調整額につきましても、その都度変動する状況なので、それについては、その

都度変動していくという状況でございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 この部分について、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、14ページ、2款2項2目賦課徴収費について質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、先に進みまして、22ページ、8款1項4目災害対策費について質疑はございますでしょうか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、歳出についてはこれで終わりますが、全体を通してよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、歳出はこれで終了とさせていただきます。

続きまして、歳入に移りたいと思います。

12ページをお開きください。16款3項1目総務費委託金と繰越金、それと市債の総務債について質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、歳入についてはこの3つしかございませんので、歳入もこれで終了させていただきます。

続きまして、繰越明許費ということで、6ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費の公共施設保全部管理事業についての質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、繰越明許費補正については、これで終了させていただきます。

続きまして、7ページ、債務負担行為補正ということで、この中でふるさと納税一括代行業務委託料と公用車運転事業委託料、あとは千葉県議会議員一般選挙と、白井市長選挙及び白井市議会議員一般選挙について、この4項目で質疑はございますでしょうか。

平田委員。

○平田新子委員 2行目の公用車運転業務委託料、公用車に関してはほぼリースが多いということは分かっておりますけれども、運転に関して、どのような委託をされているのか、ちょっとそこがよく分からないので教えてください。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。こちらの公用車運転業務委託料、内容につきましては、特別職の公務に必要な運転業務を委託するものでございます。これまでは、この運転業務

につきましては運転手職員が対応していたんですけれども、その運転手職員1名が今年度で定年退職することから、来年度以降の運転業務を補完するため業務委託するものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今の話を伺いますと、お一人の確保ということで3年間の委託をするという認識でよろしいですか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。言い方としましては、運転職員1名が行った業務を委託するということになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今の上のふるさと納税一括代行業務委託料の、本会議場での説明の中で、委託の一本化云々という話がありました。どう一本化したのか、その理由も含めて説明いただければと思います。

○伊藤 仁委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 お答えいたします。白井市のふるさと納税は、ふるさとチョイスほか、いろいろなサイトを使って募集をしているわけですが、そのサイトごとに今代行業務を請け負っている業者が異なっております。そういったことから、今回、寄附の受け付け、それから寄附情報の管理、返礼品の調達発送等の業務を一括代行、業者を1本にまとめることによりまして業務の効率化を図ることが1つ。それから、各ポータルサイトに掲載されております返礼品の魅力を、現在よりもより効果的に、魅力的に情報発信をして、さらなる寄附額の増加につなげたいということから、今回、一括させていただくものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 確認ですが、一括代行ということですので、今までやっていた窓口、チョイスとかさとふるとか、それらからは一応つながっているということで確認したいのですが、よろしいですか。

○伊藤 仁委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 お答えいたします。そちらのポータルサイトに関しては、現状のままやっっていく予定でございまして、それらの代行している事業者を一本化したいということでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今のところですけども、この1事業者の選定は、どういった方法で行うんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 齊藤秘書課長。

○齊藤祐二秘書課長 こちらの業者選定におきましては、現在、プロポーザル選定を行っております。今年度中に事業者の選定をさせていただきますして、来年の4月以降の寄附の募集から、その事業者に委託をしたいということで、現在進めているところです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 その下の公用車運転業務委託料ですけども、先ほど説明だと1事業者ということでした。つまり、再任用ではなくて、それを事業所に委託するというところでよろしいわけですね。確認ですけども。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 お答えします。今年度で運転手職員が1名定年退職を迎えるに当たりまして、来年度以降の運転業務を民間委託するものでございます。

委託に至った経緯としましては、市のほうで職員の定員管理の方針を定めた白井市定員管理指針というのがございまして、そちらに、運転業務につきましては、退職に伴う人員補充は行わず委託等で対応することとしておりまして、今回委託を行うという状況に至ったものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、1事業者に市長車と議長車の運転業務を委託するというところでよろしいんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 車の対象としましては、市長車、議長車、あと一応予定しているのが8人乗りワゴンを対象車としまして、それを使う際の特別職をメインに運転業務を委託するというものでございます。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 再度確認をしますけれども、この公用車に関しては、来年度以降は、市の職員ではなくて、全て民間事業者1社に委託をするということでよろしいわけですね。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 委託内容としましては、特別職が移動する際の運転業務を委託するというので、今、運転手に対応している内容をそのまま委託業者にお願いするというものになります。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それは分かっているんですけども、つまり、特別職の公用車も含めて、今、市の職員が行っている運転業務を、これは全てといいますか、そういう特別職とか、そういう8人乗り、6人乗り、そういうものを1事業者に運転業務を委託すると。つまり、市の職員には運転は行わないで、民間事業者に行ってもらおうということでよろしいわけですね。

○伊藤 仁委員長 鈴木公共施設マネジメント課長。

○鈴木隆宗公共施設マネジメント課長 失礼しました。1名は退職するんですが、もう1名おりますので、その2名で対応するような形になろうかと思えます。

○伊藤 仁委員長 松丸総務部長。

○松丸健一総務部長 それでは、私のほうから説明のほうをさせていただきたいと思えます。今課長が申したとおり、来年、5年の3月末で1人の職員が退職をします。もう1人、今2人いる運転手さんのうち、1人は既に再任用職員ということで既に働いていただいている形なんですけども、今回その3月末で退職する職員の意向等は確認ができていない状態ですけども、場合によっては運転業務を続けられないという場合がありますので、今回、その1人分を業務委託するという形で取らせていただくものです。

ですから、2名体制では動くんですけども、基本的には、今いる再任用職員と、新しく業務委託する業者のほうとで連携して、特別職の車を運行していただくという形になります。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今、職員が1名、今年度で退職をするということで、その方の意向は伺ってないけれども、そうならない場合に備えて、この債務負担行為を組むわけですか。つまり、今の職員が続けてやるのであれば、この債務負担行為はなくなるということでよろしいのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 松丸総務部長。

○松丸健一総務部長 3月末で辞める職員が再任用を希望していれば、当然ですが、その再任用された方と今の2名体制でそのままやる形になりますけれども、その辺の意思がまだ確認できてない状況ですので、今回、1人分については、辞めるということを想定して予算化をさせていただいたところ
です。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございますか、この部分について。債務負担行為の補正については、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、先に進めさせていただいて、8ページ、第4表の地方債補正について、公共施設保全事業の地方債補正について質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、補正予算について歳入歳出、これで全部質疑は終了といたします。

これから討論を行います。

反対討論の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 賛成討論の方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(6) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午前11時34分